

# 令和4年度定期総会第3号議案

## 会則改正

会則改正（案）新旧対照表	
改正前	改正後
第1章総則	第1章総則
第8条 委員の任期は、1期2年とし、2期を原則とする。 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間をもって1期とする。 3 会の運営上必要な場合は、1期を限度に延長することができる。ただし会長職にあった委員はこの限りではない。 4 会の運営上必要やむを得ない場合、委員会の承認を得て、任期(2期)満了後2年以上経過した者のうちから、1期を限度に委員を選出することができる。 5 前条第4項にて補充された委員の任期は、委員改選までの残りの期間とする。	第8条 委員の任期は、1期2年とし、2期を原則とする。 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間をもって1期とする。 3 会の運営上必要な場合は、1期を限度に延長することができる。ただし会長職にあった委員はこの限りではない。 4 会の運営上必要やむを得ない場合、委員会の承認を得て、任期(2期)満了後2年以上経過した者のうちから、1期を限度に委員を選出することができる。 5 前条第4項にて補充された委員の任期は、委員改選までの残りの期間とする。 6 <u>委員の任期は、前各項に定める任期満了となる会計年度の翌年度初めに開催される定時総会の終結の時をもって終了する。</u>
(理由) 荻窪区民センター協議会会則に、任期終了時期を明記する為、会則第8条に第6項として上記を加える。	

定期総会にて承認・施行（令和4年4月26日）